

4 交通第 196263 号
令和 4 年 6 月 20 日

関 係 各 位

香川県知事 浜田 恵造

感染警戒対策期における対策について

平素より、本県の交通行政について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。現下の本県の感染状況については、5月28日以降、新規感染者数が200人を下回って推移し、平日においても100人を下回る日があるなど減少傾向が続いている、また、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができる状況にあるものと考えています。

こうした状況を踏まえ、現行の「感染拡大防止対策期」から「感染警戒対策期」に移行することとし、当分の間、緊張感を持って感染拡大を警戒していくことといたします。

事業者の皆さんには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人ととの接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、引き続き、ご協力いただくとともに、7月3日までの土曜日、日曜日に、県庁21階に、広域集団接種センターを再度、開設し、3回目接種を実施することとしており、予約なしでも接種できますので、その周知についてもご協力いただきますようお願いいたします（※1）。

つきましては、貴職におかれましては、「知事から「感染警戒対策期」における県民の皆さまへのお願い」（資料1）、「感染警戒対策期における対策について」（資料2）、「香川県からのお願い」（資料3）の貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、引き続きご協力をお願いいたします。

資料3については、これまで掲示をお願いしていた「香川県からのお願い（感染拡大を止めるには一人ひとりの意識が要）」に替えて、各関係先（施設や店舗、事業所など）において、目立つ場所に掲示いただきますようお願いいたします（※2）。

（※1）詳しくは県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kansensyo/kansensyoujouhou/kansen/covid19vaccinekouikitsuika.html>



（※2）県ホームページにデータを掲載しますので、ご活用ください。

・横型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranaitsusana11.pdf>



・縦型 <https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/5265/utsuranaitsusana12.pdf>

